

富士山に次ぎ 2 番目の評価を受けており、文化財の指定を受けることでさらに市民意識の高揚につながる

- 5) 別府市の観光戦略として重要な位置づけができる
- 6) 文化財の指定を受けることで「世界遺産登録」への夢が持てる。

以上のことを根拠に私は、文化財登録について教育長に質問しました。

それに対し次のような見解が示されました。

「国の文化財に値するので十分検討したい。県と相談しながら早急に申請手続きを進めたい。泉都の景観を文化財として守り、観光資源としても役立てたい。」文化財登録について浜田市長は「文化財に登録することで、湯けむりと扇山の野焼きの複合景観の文化的価値をさらに高めたい。関係者の協力を得ながら全力で取り組み結果をだしたい。」

こうして湯けむりと扇山、十文字原の野焼きの複合景観が文化財登録へ向け大きく歩み出すことになりました。ところで別府には湯けむり関連景観として、次のようなものがあります。

- \* 地質鉱物、温泉並びにその沈殿物の分野で  
坊主地獄、海地獄、白池地獄、竜巻地獄、血の池地獄
- \* 火山・温泉の分野で  
坊主地獄、海地獄、白池地獄、竜巻地獄、血の池地獄
- \* 名勝地関係、造園文化として

神和苑の庭園

\*重要無形民俗文化財として

別府湯の花製造技術などがあります。これらの景観関連施設は、国指定の天然記念物、国指定名勝、国登録記念物、重要無形民俗文化財として個別に指定を受けることができる可能性もあります。しかし、湯けむり景観を核として総合的に進めた方が観光戦略としては有利なのではないでしょうか。

この文化財の指定を受けるには、市としての方針が確固としていることや地元住民及び市の熱意が十分あることが必要です。

それにもまして所有者の同意を得ることが極めて重要なこととなります。

文化的景観に選定されたわたしたちの街の湯けむりは、あまりに日々の生活に密着しており、身近な景観であるため、なかなかその価値に気づきません。しかし、文化財登録により、このすばらしい景観を地域で保護することができ、次世代へと継承していくことができるのです。いつかは「世界遺産」へと夢を描きながら、着実な目前の一步を皆さんと一緒に踏み出したいと決意した次第です。

今回の文化財登録に対する取り組みについて、大分県文化課の懇切なお力添えとご指導をいただきました。心から感謝しお礼を申し上げます。今回も最後まで読んでいただきありがとうございました。また、お会いしましょう。

## ホームページもご覧ください 行政の問題点をシリーズで載せています。

暑い日も



HPアドレス

<http://www.izumi-t.jp>

E-mailアドレス

[genki@izumi-t.jp](mailto:genki@izumi-t.jp)

寒い日も



市政の問題点をさらに詳しく分析してメールマガジンでお届けしています。(無料)ぜひご利用下さい。あなたのご意見やお叱りをどんなことでもお聞かせ下さい。

TEL 0977-67-0570・67-0659 FAX 0977-67-0659 携帯 090-3410-0084

### 『お 願 い』

私は昨年だけで9万軒、今年もすでに65,000軒の市政だよりをお届けしてきました。しかし、お届けする軒数が増えれば増えるだけ、私の議員活動にかかる時間が少なくなります。そこで、今回は一部支援者のお力をお借りして配布しました。1年間のうち6ヶ月近く市政だよりの配付に時間をかけているのが現状です。皆さんのお住まいのビルや団地、町内や組だけでも配布にご協力いただければと願っています。

ご協力いただける方はぜひ連絡してください。

私は市政の「今」を「泉武弘の市政だより」として、私が直接お届けしてきました。多くの声が寄せられ議員活動の励みになっています。これからも「生」の政治をお届けしたいと思っています。ただ、続けるためには皆さんに浄財のカンパをお願いしなければなりません。大変心苦しいのですが印刷費に是非ご協力をお願いします。そして、これまでカンパしていただいた皆さんに、心からお礼申し上げます。貴重な寄付は最大限有効に使わせていただきます。本当にありがとうございました。

泉 武弘政策研究所

- 行財政改革クラブ 代表 泉武弘 大分銀行別府支店 5800115
- 泉 武 弘 大分みらい信用金庫鉄輪支店 9162658

# 泉武弘の市政だより

発行者：泉 武弘 別府市上平田町13組 ● TEL 0977-67-0570 FAX 0977-67-0659



お元気ですか  
泉武弘です。

## 湯けむりと扇山の野焼き 景観を文化財登録に

多くの方々のご支援で7度目の当選を果たすことができました。

心から感謝し、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回は選挙カーを作らずに、ハンドマイクだけで自分の考えを伝える選挙を行いました。

私の選挙の方法や政治に対する考えにご理解をいただき、皆様のご支援のお陰で大変よい結果を生むことができたと思っています。

今まで以上に一生懸命議員活動に取り組みます。これからも気づいたことをぜひご意見としてお寄せください。

さて、選挙後、初めての議会が開かれました。

「泉武弘の市政だより」(23号)でも述べていますが、「別府の湯けむり」を文化財として登録するよう

質問しました。その詳細をご報告します。

別府市が平成17年8月に市内に居住する20歳以上の男女、2,000人に「別府の景観」に関するアンケート調査を行いました。

その結果、今後、別府市が目指す景観イメージについての質問に、最も多い回答は「湯けむりの映える温泉文化都市」が一番となりました。ついで「落ち着いた温泉保養都市」となっています。

このことでも多くの市民が湯けむりに大変関心を抱いていることが分かります。

(単純集計)

| 回答項目           | 回答数   | 構成比    |
|----------------|-------|--------|
| 緑の多い公園都市       | 181   | 14.5%  |
| 閑静な文化都市        | 42    | 3.4%   |
| 落ち着いた温泉保養都市    | 212   | 17.0%  |
| 活気のある商業観光都市    | 190   | 15.2%  |
| 落ち着いた環境保養都市    | 73    | 5.8%   |
| 湯煙の映える温泉文化都市   | 410   | 32.8%  |
| 国際色豊かな国際交流文化都市 | 126   | 10.1%  |
| その他            | 15    | 1.2%   |
| 合計             | 1,249 | 100.0% |



冬景色に映える湯けむりと扇山

過日、大分県の文化課に出向き「鬼の岩屋古墳」の保護について協議しました。その中で湯けむりのことが話題となり、そこではじめて「文化庁」も大変関心を持っていることが分かりました。

また、すでに国が文化的景観として調査をし、湯けむりと扇山の野焼きを重要地区として選定していることも確認できました。

その調査というのは次のようなものです。

平成12年度から15年度にかけて、文化庁文化財部記念物課が「農林水産業関連する文化的景観の保護に関する調査研究」を実施しました。

この調査における「文化的景観」の定義を次のように定めています。

#### \* 文化的景観の定義

農山漁村地域の自然、歴史、文化を背景として、伝統的産業及び生活と密接に関わり、市の地域を代表する独特の土地利用の形態または固有の風土を表す景観で価値が高いもの。

この定義に該当するものについて、文化庁は全国的な所在状況の把握を目的に1次調査を実施し、計2,311件の「文化的景観」の地域を確認しています。

さらに1次調査において確認した「文化的景観」の地域の中から、つぎの1～

4の条件を2つ以上満たす502件を選択し、現状把握のために2次調査を実施しています。

- 1) 農林水産業の景観または農林水産業と深い関連性を有する景観で、独特の性質と構成要素が求められること。
- 2) 景観百選の類に選定または出版物などにおいて紹介され、一般的に風景上の価値が周知されていると判断できること。
- 3) 現在においてもなお農林水産業またはこれらに代わる営みが継続され、景観が維持されていること。
- 4) 近年の改変による大規模な影響を受けず、本質的な価値を伝えていると判断できること。

2次調査の結果、文化的景観は次の4つに分類できることが分かりました。

- 1) 土地利用に関するもの
- 2) 風土に関するもの
- 3) 伝統的産業及び生活を示す文化財と一体となり周辺に展開するもの
- 4) 1～3の複合景観

2次調査を対象とした502件の「文化的景観」を形成している地域の中から、次の各基準に該当する180件の重要地域が選定されました。

- 1) 農山漁村地域に固有の伝統的産業及び生活と密接に関わり、独特の土地利用の典型的な形態を顕著に示すもの。
- 2) 農山漁村地域の歴史及び文化と密接に関わり、固有の風土的特色を顕著に示すもの。
- 3) 農林水産業の伝統的産業生活を示す、単独または一群の文化財の周辺に展開し、それらと不可分の一体的価値を構成するもの。
- 4) 1～3が複合すること



扇山の野焼き

によって、地域的特色を顕著に示すもの。

選択の結果「文化的景観」の重要地域について、次のように分類しています。

|     |   |
|-----|---|
| 1 類 | 水田景観、畑地景観、草地景観、森林景観、漁場、漁港、海浜景観、河川、池沼、湖沼、水路景観、集落に関連する景観        |
| 2 類 | 古来より信仰及び行楽の対象となってきた景観、古来より芸術の財材及び創造の背景となってきた景観、独特の気象によって現れる景観 |
| 3 類 | 伝統的産業及び生活を示す文化財の周辺の景観   |
| 4 類 | 1～3の複合景観  |

文化庁は別府の扇山、十文字原一帯の野焼きと湯けむり景観が「複合景観」として「重要地域」に選定しました。

ここでは次のように紹介されています。

「別府温泉街の湯けむりや、温泉地から見える扇山の野焼きが迫力ある景観を形成している。」

このほかに大分県では久住山が選定されています。

全国で同じように複合景観として重要地域の選定を受けたのは、宮沢賢治に関連する文化景観、襟裳岬、庄内平野、最上川、長良川、隠岐、柳川などです。

そこで私は、この機会に文化財保護法に基づく文化財の指定を受けるよう提言したわけです。文化財保護法では次のように定めています。

**\* 法律の目的**

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化進歩に貢献することを目的とする。

**\* 文化財の定義**

文化財にはいろいろな種類がありますが、第2条第1項第5号に

「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義づけられています。

また、重要文化的景観に選定について「文部科学大臣は、県や市町村が定める景観法に規定する景観計画区域内、または、景観地区内にある文化的景観」であって、「県や市町村がその保存のため必要な措置」を講じているもののうち、特に重要なものを「重要文化的景観として選定することができる」としています。

さて、私が文化財登録問題を質問した目的は

- 1) 自然景観のすばらしいことをもっと市民に知って欲しい
- 2) 天与の恵も、私たち市民が守らなければならない責務を負っていることを自覚して欲しい
- 3) 全国に、湯けむりと扇山、十文字原一帯の自然や野焼きの織りなす複合景観のすばらしさを知ってもらいたい
- 4) すでにNHKBSが実施した「21世紀に残したい日本の風景」アンケートで、



湯けむり展望台から見る湯けむりと扇山